

第57回(2012年)

問8 次のうち, 許可使用者が使用施設の構造を変更するため, 文部科学大臣の許可を受けようとするとき申請書に添え, 又は提出しなければならないものとして, 放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 変更の予定時期を記載した書面
- B 変更に係るフード等の気体状の放射性同位元素等の広がりを防止する装置が文部科学省令で定める能力を有するものであることを示す書面及び図面
- C 工事を伴うときは, その予定工事期間及びその工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置を記載した書面
- D 放射線障害予防規程の変更の内容を記載した書面
- E 許可証

- 1 ABCのみ    2 ABDのみ    3 ACEのみ    4 BDEのみ    5 CDEのみ

問9 許可使用者が行う使用施設等の変更に関する次の記述のうち, 文部科学大臣の許可を受けなければならない場合として, 放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 容量が20立方メートルの鉄筋コンクリート製の排水浄化槽を, 同じ容量のステンレス製の排水浄化槽に更新しようとする場合
- B 事業所内にある独立した2つの廃棄施設のうち, 一方の廃棄施設のみを廃止しようとする場合
- C 放射線発生装置3台のうち, 1台の使用の目的を変更しようとする場合
- D 数量が3テラベクレルを超えない密封された放射性同位元素を非破壊検査の目的で一時的に使用場所を変更して使用しようとする場合

- 1 AとB    2 AとC    3 BとC    4 BとD    5 CとD

問11 次の変更のうち, 文部科学省令で定める施設検査を要しない軽微な変更として, 放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 特定許可使用者が行う, 数量が1テラベクレルの密封された放射性同位元素のみの使用をする使用施設の増設
- B 特定許可使用者が行う, 数量が1テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを貯蔵する貯蔵施設の増設
- C 特定許可使用者が行う, 密封されていない放射性同位元素を廃棄する廃棄施設の増設
- D 許可使用者が行う, 貯蔵施設の貯蔵能力の変更(数量が10テラベクレル以上の密封された放射性同位元素に係るものに限る。)であって, 貯蔵能力を10テラベクレル未満から10テラベクレル以上とするもの

- 1 AとB    2 AとC    3 BとC    4 BとD    5 CとD